

〈論説〉戦後期における台湾省ブヌン族の社会
変化

NAGASAWA, Toshiaki / 長沢, 利明

(出版者 / Publisher)

法政大学地理学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY / 法政地理

(巻 / Volume)

18

(開始ページ / Start Page)

6

(終了ページ / End Page)

27

(発行年 / Year)

1990-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026104>

戦後期における台湾省ブヌン族の社会変化

長 沢 利 明

- | | |
|----------------|--------------|
| I はじめに | V 社会・親族構造の変質 |
| II 調査地の概況 | VI キリスト教の受容 |
| III 土地所有と農業の変化 | VII 階層の分化 |
| IV 出稼ぎ労働の定着 | VIII 社会変化の総括 |

I はじめに

少数民族社会の近代化にともなう社会変化(social change)・文化変容(acculturation)の実態を把握する作業は、彼らが彼ら自身の進むべき道を知ろうとする時、多少とも有益な判断材料を提供するために貢献することがあるかもしれない。また、われわれの側からするならば、少数者と多数者とによって構成される全体社会のあるべき姿を知り、特に多数者にとって忘れさられがちな少数者の尊重と、彼我の存在の相対性とを認識しなおすための手がかりを得るために、それは有効性を持っている。さらに、第2次世界大戦後に至り、日本の植民地支配から解放された旧統治下の諸地域におけるそのような作業のころみは、われわれ日本人にとって特に重要な意味を持つものともいえよう。

少数民族社会が戦前の植民地支配下において、さらには戦後の国民形成や近代化の諸過程を通じて、いかなる社会変化を経験し、どのようなことが将来への課題となっているかを現地調査の成果から抽出・整理し、上記の目標に少しでも接近していくための資料としたい。このような考えにもとづいて筆者は、台湾(中華民国台湾省)の中部山岳地帯に住むかつての焼畑農耕民、ブヌン族の一村落を調査地としてとりあげ、1977~1978年に

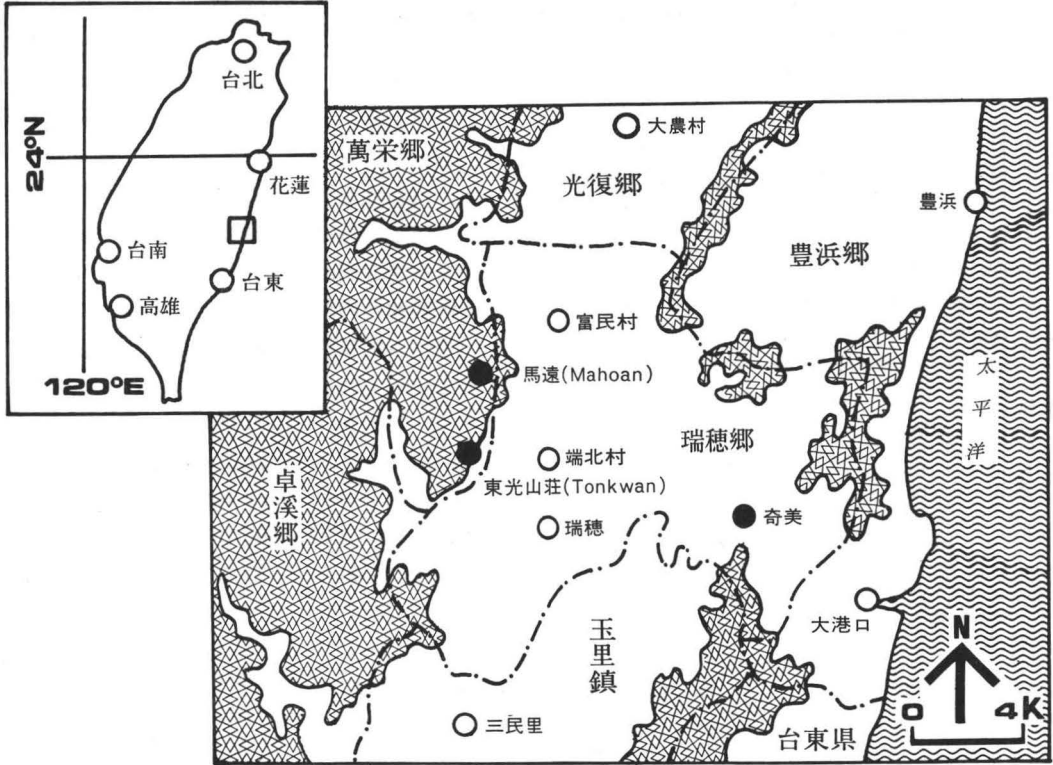
そこでの臨地調査をこころみた。その成果はすでに一部報告しておいたが〔長沢、1980、1984〕、そこでは主として植民地以前の伝統段階(~1920年代)・日本統治下の植民地段階(1930~1940年代)における社会変化の基本的諸問題をとらえてみた。ここではそれらをふまえ、第2次世界大戦後(1950~1970年代)における社会変化・地域形成の実態についてとりあげてみることにする。

II 調査地の概況

本報告にかかわる調査地は台湾東海岸部に位置するブヌン族の一村落で、行政区分のうえでその地名を表示してみれば花蓮県萬榮郷馬遠村東光山荘にあたる。ここはブヌン語でいうところのTonkwan集落であり、29世帯209人のブヌン族住民がそこに居住する。その人口規模からみてこのTonkwan集落は、今日の東海岸地域におけるごく標準的なブヌン族の居住社会であり、調査対象としても手頃な大きさの集落であったので、調査地として選定された¹⁾。

調査地の周辺地域はいくつかの先住民諸種族の混住地帯となっており、いまこれを模式的にあらわしてみると第2図のようになる。まず、地域の南北中央には一般行政区と先住民保留区とを分ける1本の境界線(いわゆる「山地境界」)がほぼ標高500mのコンターに沿って通っており、境界

第1図 調査地の位置図

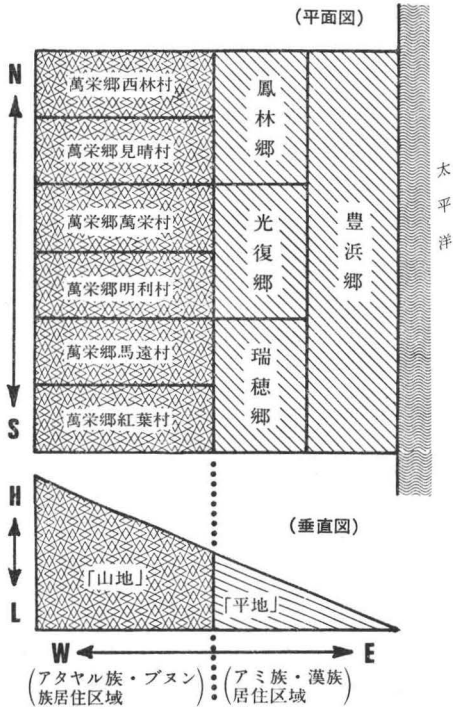


注) 白円は主要な集落。黒円はブヌン族の集落。網かけ部分は標高500m以上の山地丘陵部。

線の西側(山側)が政府直轄の少数民族保護行政下に置かれたリザーベーション・エリアとなっていて、俗にこれを「山地」という²⁾。境界線の東側(海側)地域は一般行政区で俗にこれを「平地」とよぶ。この「平地」地域は低地稲作農耕民であるアミ族と漢族(中国人)との混住区域となっていて、行政的には鳳林郷・光復郷・瑞穗郷・豊浜郷の3郷に分れている。ここでの「郷」とは省および県直轄市の「区」と同級の行政階層にあたり、「郷」の下に「村」が置かれていて、「村」の下にはさらに「隣」あるいは「里」が置かれることになる〔台湾問題研究所(編), 1975 : p. 41〕。境界線の「山地」側には萬榮郷の1郷が置かれ、郷内の6村はすべて先住民種族(アタール族およびブヌン族)の居住地となっており、唯一のブヌン族の村である馬遠村内には先の Tonkwan と Mahoan の両集落が含まれ、それ以外の5村はみなアタール族の居住地となっている。

萬榮郷内の先住民諸種族の各集落は山地境界に近接した「山地」保留区内に位置しており、「平地」側からのさまざまな生活上・経済活動上の便宜を享受しつつ、漢族社会から現代的な生活文化の諸影響を受けているのが今日の状況であるが、その居住集落のみはあくまでも「山地」側にあって一般人の立入りを禁じ、種族社会の急激な生活の変化やそでの開発行為がきびしく抑制されている。しかし、彼らはもともとさらに山奥の、「平地」社会から隔絶された山岳地帯に居住して焼畑農耕・狩猟採集をいとなんでいたものであり、戦前の日本統治下における生活改善・授産政策に

第2図 調査地周辺の模式図

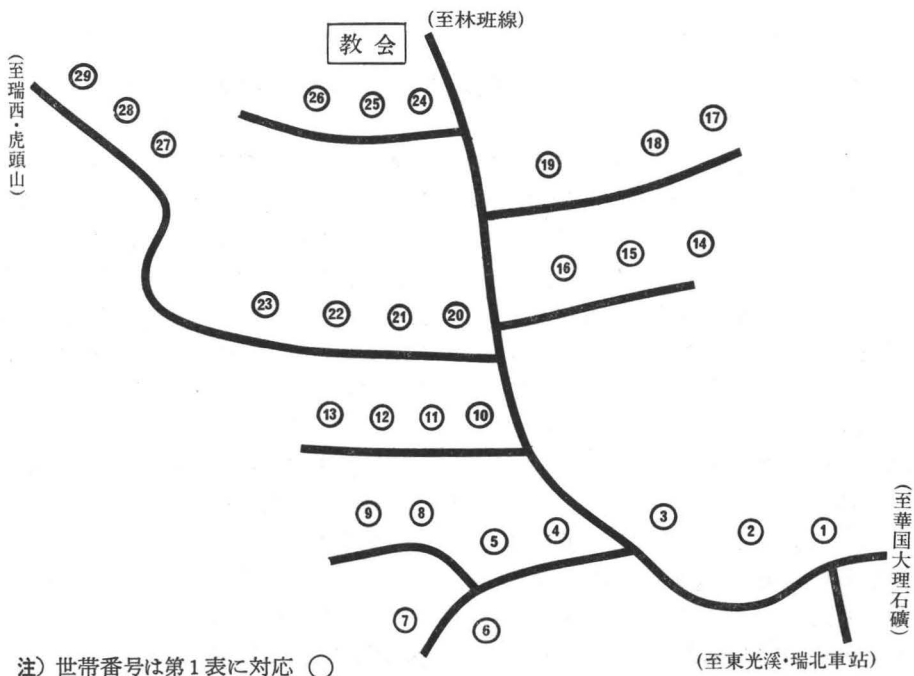


もとについて山地境界に接したこの地域への強制移住がなされたのであった。ここでの調査地である馬遠村の Tonkwan 集落を例にとるなら、その強制移住は1928~1929年時に実施され、代替移転居住地にあてられた今日の Tonkwan 集落の基礎はその時に作られたのであったが、今日みるような集落社会がそこに形成されたのは大戦後の1963年のことであった。

次に調査地である Tonkwan 集落についてであるが、調査時点での世帯リストを第1表に、世帯の配置を第3図にそれぞれ掲げておく。29世帯のごく概観的な内訳はこの表に示す通りであるが、小氏族への帰属状況および世帯員数などについては後でややくわしく述べてみることにする³⁾。

さて、前報告 [長沢, 1980] の中で筆者は、伝統段階におけるブヌン族社会の特色を、①焼畑農業および狩猟を中心とした生産活動、②父系的社会・親族構造、③共同体的土地所有・占有制、④生産・居住の単位としての世帯集団の機能、⑤アニミズムおよびシャーマニズムに特色づけられた宗

第3図 Tonkwan 集落の世帯配置図



戦後期における台湾省ブヌン族の社会変化

第1表 Tonkwan 集落住民リスト

No.	世帯主名	世帯主の生年	帰属小氏族名	中国語姓名	世帯員数 (人)		
					男	女	
1	Pinma	1918	Tanapima	江 木坡	8	5	3
2	Manan	1926	Magulawan	杜 万発	11	4	7
3	Adulu	1940	Manqoqo	馬 文発	6	2	4
4	Itiki	1924	Sofekan	王 才能	10	5	5
5	Biliyan	1911	〃	王 進才	6	3	3
6	Laon	1922	〃	王 清水	3	1	2
7	Tiyan	1929	Magulawan	杜 竜貴	9	6	3
8	Likra	1940	Lamiligan	田 利石	9	6	3
9	Tiyan	1930	Kalmutan	林 清一	5	2	3
10	Muttu	1930	Manqoqo	馬 北石	6	2	4
11	Hadlu	1914	〃	馬 秋徳	8	5	3
12	Kusan	1927	〃	馬 文修	9	4	5
13	Pissalu	1929	〃	馬 文清	9	5	4
14	Akôdzu	1928	Magulawan	江 阿妹	5	2	3
15	Sai	1916	〃	杜 木財	6	4	2
16	Umas	1920	〃	杜 徳礼	8	6	2
17	Laon	1911	〃	杜 忠清	13	6	7
18	Atton	1924	〃	杜 春輝	8	5	3
19	Pissalu	1934	Manqoqo	馬 金明	6	3	3
20	Pissalu	1938	〃	馬 茂林	8	4	4
21	Kokkon	1938	〃	馬 文鏡	7	4	3
22	Tulbos	1904	Tanapima	江 木海	4	3	1
23	Aisôlu	1918	〃	江 春輝	3	1	2
24	Kaisôlu	1933	Teshinunan	余 東行	9	4	5
25	Ruskau	1944	〃	余 金正	7	3	4
26	Atûlu	1908	Tanapima	江 徳水	2	1	1
27	Pinma	1920	〃	江 清金	10	5	5
28	Runmau	1925	〃	江 金銀	8	5	3
29	Aisôlu	1908	〃	江 本水	6	5	1

注) 調査時現在のデータを示した。世帯員数は戸籍人口であって常住人口ではなく、集落外への出稼者も含めている。ここでの世帯番号は以下の記述にも用いられる。

教生活、の5点に集約し、さらにそれにひき続く植民地段階での社会変化の特色を主として、①少数民族政策にもとづく集団移住、②大世帯の解体、③稲作導入を契機とした生業面での変容、④地縁的社会関係の成立、の4点に整理しておいた。これらを踏まえたうえでの次の課題である戦後期の社会変化の把握がここでの主要課題となるわけである。調査地での実態から判断するかぎり、第2次世界大戦終了時から1970年代に至るまでの時期区分にかかわるブヌン族の社会変化の特色は、次節以降に述べる5点ほどの要点にしぼら

れるものと思われる。以下にそれを順次ふれていってみることにする。

Ⅲ 土地所有と農業の変化

ブヌン族にとって、植民地化以前から維持されてきた本来の主生業分野はまぎれもなく山中での焼畑農業であったといえるが⁴⁾、そのような農業を可能ならしめる共同体的な土地所有システムは移住地である Tonkwan 集落の周辺山林地域になお維持され、移住前のそれに比べれば著しく可耕地面積が狭隘化したとはいえ、戦後に至っても細

々と焼畑農業はいとなまれてきていた。しかし、中華民国政府が山林開発政策を進めていくにあたり、休耕周期が短縮化されて略奪農法に転化しつつある形での焼畑農業とそれによる山林の荒廃状況、焼畑農地と造林開発用地との区分の不明確状態は、早晚解決されねばならない課題としてあった。1959年、大がかりな測量調査ののち、ついに山林分割が実施され、その時点で耕作されていた焼畑農地は耕作世帯別に分割されて、世帯主を名義人とした土地の私有化がはじめておこなわれることになったが——ただし売買は禁じられて

いる——、それにかかわる納税義務は従前通り免除された⁵⁾。一方、植民地時代に開墾された共有水田も同様に分割されたが、こちらは「平地」域に造成された農地（しかも永久的な農地）であり、納税の義務が負われることになる。

この土地分割は、5人程度の世帯につき「山林1ha・畑60a・水田40a」ほどを標準的単位として分与するものであったが、これを契機として居住単位の小世帯化がさらに促進された⁶⁾。また、分割時点における土地利用の変更・転換は認められず、休閑中の焼畑可耕地はすべて「山林」と区分されたので、以後そこを開墾することは不可能となり、杉・桐・ケイチク・アブラギリなどの造林のみが奨励された⁷⁾。そこでの焼畑農業は、分割時に「畑」と区分された1世帯あたり約60aの面積範囲内においてのみ許可され、さらにはその常畑化が奨励されることとなった。ブヌ族に対する政府当局の営農指導方針はしたがって、焼畑農業からの完全な脱却・複合経営の定着、自作小農としての自立をめざすものであったということになる。農林庁山地農政局の指導のもと、各郷公所から多くの指導員（巡回指導員）が派遣され、すでに終戦直後の1947年時からこれらの基本方針の徹底がはかられている。今日に残された当時の指導記録などをみると（第2表）、各世帯別に

第2表 1947～1948年における世帯別農業経営指導の一例

巡回時	指 導 内 容
8. 26	(重点指導目標の提示) ①通年的な蔬菜栽培の定着 ②豚・鶏などの家畜飼養の奨励
9. 18	水稻のいもち病と渇水への対策を用意すること
10. 12	空地を利用して野菜を植えるか家畜を飼うこと
11. 8	耕地・家の周囲に生垣を作って環境を良くすること
12. 14	緊急に何らかの家畜・家禽を飼うこと
2. 14	多種類の野菜を作り、家畜を飼うこと
2. 26	空地に野菜を植え、家畜を飼うこと
3. 19	緊急に何らかの家畜・家禽を飼うこと
4. 10	排水溝を整備して通水条件を良くすること
5. 12	貯金を多くすること

「本戸応加強弁理項目」（世帯別目標）が設定され、きめ細かな営農指導がなされているが、同じ指示を何度も繰り返すなど、あまり成果のあがっていないようすもそこにみることができる。また、家畜飼養の奨励ということは戦前からの一貫した重点目標でもあったが⁸⁾、もともと家畜を飼うということに不慣れでそれを導入する資金力もなく、畜力を要した農業がおこなわれていなかったこともあり、今に至ってもこのことは達成されていない。

さて土地分割によって、もっとも大きな利益を得たのは実は政府であったろう。先住民保留区として移住地集落のブヌ族住民に与えられてきた山林を、ばくぜんとした共同所有地から個人資産に切りかえ、その余剰面積と種族の伝統的テリトリーにかかわる焼畑可耕地・長期休耕地（利用現況上は山林）とを一括して国有林野内に編入し、明確な線引き（その境界線を俗に「林班線」とよぶ）をそこにおこなうことが可能となったからである。その結果、集落は林班線と山地境界との2本のオフリミット・ラインにはさまれて封じこめられた形となる。台湾における慢性的な森林資源（主としてパルプ材）の不足状況は今日に至ってもまったく変わらないが、新興工業国として生きていこうとするこの国の基幹輸出部門の発展を準備し、強力にそれをおしすすめていかななくてはな

らない事情のもとで、それは何としても克服すべき国策的な課題としてもあるのである。先住民居住地に付随する広大な山地テリトリーは、このようにして林班線内に組みこまれ、重点的な造林地域として位置づけられていく。林班線はまさに今日の隘勇線であり、かつての隘勇線が先住民を平地から山地へと押し出したこととは逆に、林班線は彼らを山地から平地へと追いこんでいくのである。結局のところ、ブソン族にしてみれば、この土地分割と林班線の線引きにより、伝統段階以来の共同体的土地所有は完全にその命脈を断たれ、広大な休耕地テリトリーを要し長期的輪換システムにもとづく焼畑農業の生産の場がわずか60aの面積内に押しこめられ、それを維持していく道が事実上断たれたということになる。

焼畑農業にかわる今日の主要な農業は、それゆえ「平地」域水田における稲作農業ということになるが、この水田は戦前の植民地時代に開墾のなされたかつての共有水田であった⁹⁾。土地分割後、この水田も世帯別に割りあてられたが、「平地」域内における私有水田は売買の許された個人資産であったため、これを手ばなす世帯も多く、今日でもなお分割時の水田を保持して稲作をいとなむ世帯は全世帯の半数ほどにすぎず、その所有規模も平均して30~40aほどにとどまっていた、今なお、80~90a規模の水田を保有するのはわずか3世帯にしかならないのである。比較的富裕な世帯を中心に果樹栽培や養蚕を導入して商品的な農業をこころみようとする動きもみられるが¹⁰⁾、経営規模は零細的な水準にとどまっている。結局のところ、これらの農業は住民の生計維持上さほどに大きな地位を占めてはおらず、農業のみで生計をたてることはほとんど不可能となっている。戦後になっていよいよ本格的になされるようになった稲作は、食糧自給と、通年的定着労働の達成、米の販売による現金所得の獲得といった面で一定の成果をおさめたものの¹¹⁾、土地分割後の耕地の流動で経営規模格差が生じ、次に述べる出稼ぎ労働の定着化とともに営農意欲も失われつつある。1974年以降、集落背後の林班線内における国有林の大規模な伐採によって農業用水の水源地が枯渇してし

まったこともあって、その水田もすでに一部が休耕地となったまま放置されているのが現状なのである。

IV 出稼ぎ労働の定着

今日、Tonkwan 集落において、なおも旧来からの焼畑農業をいとなみ続ける住民が29世帯中4世帯ほどみられるが、上記のような事情によって今後ともそれを維持していくことは困難である。それ以外の各世帯がいとなむ稲作もまた耕地規模があまりに狭隘で、比較的安定したクラスですらその経営規模は1haに達しないうえに山林乱開発のもたらした用水不足による休耕地の出現という問題も生起している。一部の「富裕層」の着手する果樹栽培や養蚕業もごく零細的なもので、要するにこれらの農業のみによって彼らが生きていくことは到底困難である。それではTonkwan 集落の住民は、いったいいかなる手段によって生計をたてているのかというと、それはまず出稼ぎによってであるといつてよい。

Tonkwan 集落における今日の出稼ぎ労働の実態は第3表にみる通りである。調査時点における出稼ぎ者総数は計33名で、これは集落総人口(戸籍人口)の15.8%、青年層(15~24歳層)総人口の53.2%を占めている。その出稼ぎ先は圧倒的に台北県内の首都周辺地域が多く、次いで地元花蓮県内・高雄市などがこれに続いている。業種はほとんど重化学工業部門(金属・機械・造船・セメントなど)の大工場で、職種はすべて非熟練型の工員・作業員となっている。台湾経済の「高度成長」にともなうこれら部門の労働力不足をおぎなうため、1975年頃から「山地」少数民族社会にも多くの手配師が入りこみ、若年新卒者の人狩り的な調達・確保が日常化しつつあり、国民学校卒業と同時に、当然のように青年たち——というよりは少年・少女たちが保留区の外へ出ていくようになった。その際に、地元周辺(花蓮・瑞穂など)の工場群への通勤・寄宿という形があまりとられず、はるかかなたの首都圏への流出がもっぱら普通になってきているのであるが、それは地元と首都圏との歴然たる賃金格差に起因する。たとえば

第3表 出稼ぎ者の内訳 (人)

区 分		男	女	計
年 令	18 歳 以 下	6	8	14
	19 ~ 22 歳	9	2	11
	23 歳 以 上	5	3	8
	計	20	13	33
出 稼 ぎ 先	台 北 県 内	12	9	21
	花 蓮 県 内	5	1	6
	高 雄 市	2	1	3
	台 中 市	1	0	1
	台 東 市	0	1	1
そ の 他	0	1	1	

注) 調査時点は1978年9月。他表も同様。

台北市の金属工場で2年間勤務実績のある20歳の青年という条件での月額賃金相場は、男子で約6,500N. T. \$¹²⁾、女子で約4,500N. T. \$ほどであり、同一条件での花蓮市の場合、男子6,000N. T. \$、女子4,000N. T. \$ほどとなっている〔長沢, 1983: p. 11〕。また、これらの賃金水準はいずれにしても、当地での水稻農業や林業労務などからはとうてい得られないものであり、青年たちはいやおうなしに首都圏周辺地域へ出ていかざるを得なくなってきている。

都市に出たブヌン族の青年たちは、すでに先発している兄弟や知人とともに工場内の寄宿舎に住みこんで共同生活し、自らの生活費をさしひいた給料の多くの部分を Tonkwan 集落に住む親たちに送金する。月末ともなると、瑞穂あたりの簡易銀行や郵便局にはそれを受け取りにくるブヌン族の親たちでにぎわうさまがみられるのである。出稼ぎ者を出している世帯では生活費の多くを彼らの送金に依存する傾向がみられ、子弟の多い世帯ほど多くの出稼ぎ者を出しているのととりわけそれが顕著となっている。すでに総世帯の51.7%は出稼ぎ者の送金なくして生活できないという生計形態をとっており、ただでさえ乏しい地元での——特に集落周辺地域での——就業機会の現状のもと、送金への高い依存度を克服する途が閉ざされている。かつての基幹的生業分野であった集落

の農林業も、出稼ぎへの過度の依存によって、基本的な食糧自給の達成の側面においてさえ、生産意欲と労働力とを大きく欠きつつあり、その荒廃への道をたどりつつあるのである。

出稼ぎ現象が集落社会に与えた影響は、経済面のみにとどまらない。若年層を大きく欠いた年令別人口構成(第4表)、世帯規模の縮小傾向あるいは核家族化の急速な進展(第5表)、戸籍人口と常住人口(現住人口)との著しいアンバランス状態、結婚適令世代の流出による出生率の低下・世帯更新の停滞——これらはかつてみられなかった意味での村の変貌を物語るものである。青年たちのいない村は活気のない村であり、ゆがめられた社会の姿をなすものである。「山地」社会にとどまりつつなされようとする生計の自立にむけた何らかのこころみさえ、活力の淵源を奪われ続けることによって、その可能性は閉ざされたままになっている。

V 社会・親族構造の変質

ブヌン族社会を特徴づける父系的氏族社会システムについてはすでによく知られたことであるが、この単系血縁社会のもとで個人は唯一父系をたどる出自集団に帰属し、その出自集団は3段階の氏族(大氏族・中氏族・小氏族)ヒエラルキーに集約されて各氏族は外婚の単位集団となり、婚姻にともなう居住規制では父方居住制がとられることとなる。同じ単系社会であっても、居住地を接する「平地」域のアミ族などの場合、擬似母系制親族システム・母方居住婚が顕著にみられるわけ〔長沢, 1985〕、まったく対照的な形がみいだされることになる。

伝統段階のブヌン族社会において、この父系的氏族社会システムはほとんど唯一の社会システムとして機能しており、焼畑耕地の所有・占有、生産活動上の互助協働、広域的ネットワークの形成などに際しては、ほぼすべてこのシステムにもとづいた行動規制がなされていた。このような社会にあっては非血縁的原理にもとづく社会組織・社会活動はほとんど成立せず、たとえば地縁的原理にしたがって集落社会が形成されるということは

戦後期における台湾省ブヌン族の社会変化

第4表 年令階級別人口構成

年令階級 (歳)	男		女		計			
	戸籍人口 (人)	常住人口 (人)	戸籍人口 (人)	常住人口 (人)	戸籍人口		常住人口	
					(人)	(%)	(人)	(%)
0~4	11	10	16	15	27	12.9	25	15.3
5~9	12	12	10	10	22	10.5	22	13.5
10~14	12	10	14	13	26	12.4	23	14.1
15~19	17	6	18	10	35	16.8	16	9.8
20~24	19	5	8	5	27	12.9	10	6.1
25~29	5	4	8	6	13	6.2	10	6.1
30~34	6	5	1	1	7	3.4	6	3.7
35~39	5	5	6	6	11	5.3	11	6.8
40~44	1	1	1	1	2	1.0	2	1.2
45~49	5	5	2	2	7	3.4	7	4.3
50~54	5	5	8	7	13	6.2	12	7.4
55~59	4	4	5	5	9	4.3	9	5.5
60~64	3	3	1	1	4	1.9	4	2.5
65~69	2	2			2	1.0	2	1.2
70~74	4	4			4	1.9	4	2.5
計	111	81	98	82	209	100.0	163	100.0

注)「戸籍人口」とは戸籍登録上の人口。「常住人口」とは実際にそこに住む住民数で、出稼ぎ者や兵役中の者など部落外生活者を含まない。

第5表 世帯構成員数別世帯数
(世帯)

構成員数	戸籍人口集計	常住人口集計
1人		2
2人	1	4
3人	2	
4人	1	5
5人	2	2
6人	6	4
7人	2	5
8人	6	2
9人	5	4
10人	2	
11人	1	
計	29	29

置によって、彼らの強固な血縁システムはそれが、唯一の社会システムとして機能を維持していくための前提を次々と失っていった。そして移住地における新集落の人為的な形成は、そこで求められる新たな形での協同のありかたを生み出さずにはおかない。集落の自治やそこでの共通の利害にもとづく共同労働(土木工事・開田・用水管理など)

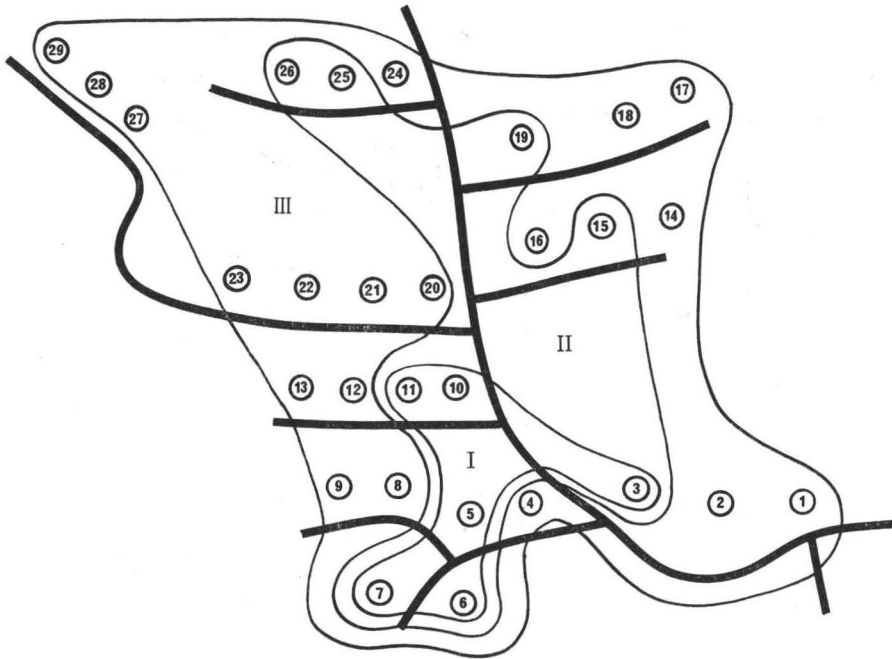
あまりみられなかった¹³⁾。仮に集落が成立したにせよ、それは基本的に同一氏族員メンバーによる小規模なコミュニティをなすことが前提とされ、そうでなければ焼畑テリトリーの共同体的土地所有にかかわる「同一氏族員メンバーの世帯連合による土地の所有、個別世帯によるその占有」という原則的ルールへの遵守がきわめて困難となる。集落の四周をとりまいてテリトリーの広がり存在する以上、その排他的な所有権・占有権は単一の氏族グループに帰属せざるを得ず、異なるものを含んで集落は成立しがたいのである。

しかし、植民地段階における強制移住・テリトリーの喪失(当局による山林資源の独占)・移住地での集落居住の強制(先住民の一括管理)・稲作導入と共有水田の造成(増産の達成)などの措

は、いやおうなしに氏族集団の範囲を越えた集落の地縁的協同を促進せざるを得ず、地縁的社会関係の成立とでもいべき新たな社会変化の動きがすでに植民地段階において芽ばえつつあったわけである〔長沢, 1980 : p. 38〕。戦後期に至っての大きな変化は、このような動きがいよいよ定着し、より明確な形での集落社会の形成が生み出され、具体的には Mahoan・Tonkwan 両集落の成立という形でそれが結実し、地縁的社会原理は血縁原理にかわる主たる社会システムとして位置づけられていくことになる。

このようにして1940~1945年時には馬遠村内でのブヌン族の最大集落であるMahoan集落が正式に成立し¹⁴⁾、1950年時には東山地域に分村の奇美集落が成立して10数世帯の再移住がおこなわれ

第4図 Tonkwan 集落の形成過程



注) Iは1963年時、IIは1970年時、IIIは1978年時における集落の範囲。

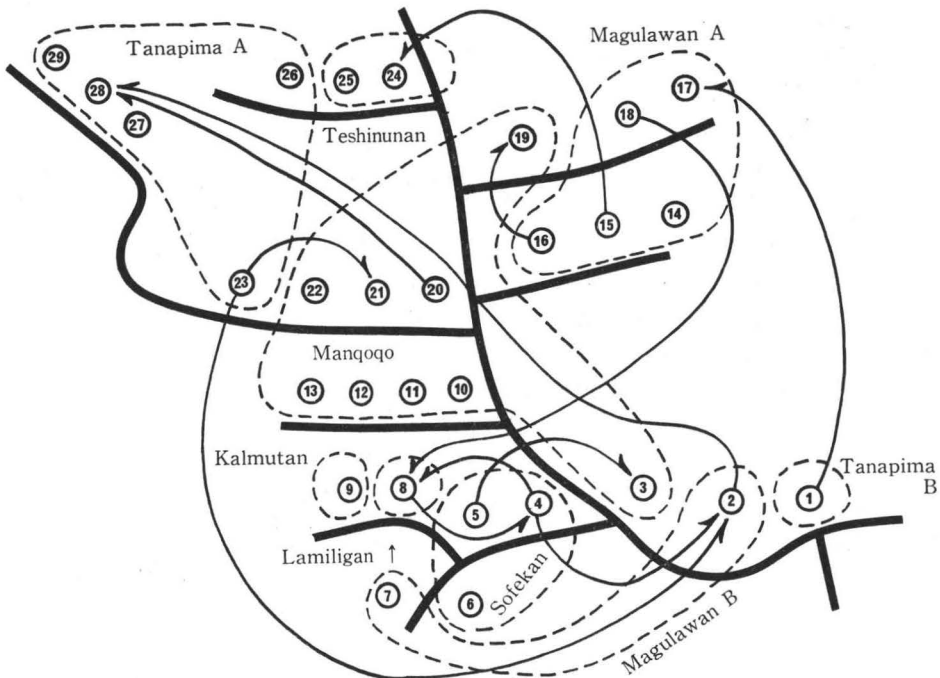
た。1963～1966年には Tonkwan 集落が住民 6 世帯で成立し、1970年時にはこれが10世帯となり、1978年には29世帯が増えて今日の姿になったが、そのプロセスは第4図に示す通りである¹⁶⁾。これら新集落には自治会的な「隣」組織と集落代表者（隣長）が置かれ、行政の末端単位を構成してそこに組み込まれることとなり、集落は行政指導や公共投資の窓口としても位置づけられていく¹⁶⁾。Tonkwan 集落を例にとれば、集落道路の建設（1973年）、電氣化（1975年）、簡易水道敷設（1978年）などの行政による集落整備が次々と実施され、新集落の生活水準は大幅に向上しつつある¹⁷⁾。そして、これらを実現したひとつの原動力として、育ちつつある集落の自治意識・機能や世帯間の結びつきと共同性をそこにみいだすことができる。

このような動きは新しい社会システムとしての集落の地縁的協同を物語るものであることに疑い

はないが、その一方で伝統的な血縁システムもまたなお健在であり、少なくともその基本原則は今なおまったく不動のものであり続けている。たとえば3段階の氏族システムにもとづいたきびしい婚姻規制などは依然として強固に貫徹されており、そこから少しの逸脱も許されてはいない。しかし、逆にみれば血縁システムの社会的機能は、そのような婚姻面のみに限定されたものになってきているともいえるわけで、それは新しい地縁システムと並立して存在することが可能であり、両者が互いにあいられないシステムであるというわけではない。また、その血縁システムについても、たとえば次のような新たな変質がそこにあらわれてきている。

それはまず通婚圏の拡大現象であり、さまざまな婚姻規制のルールにしたがいながらも進行しつつある通婚ネットワークのひろがりをとらえることができる。集落内婚から集落外婚への比重の移

第5図 集落内婚の実態（1945～1978年）



注) 矢印は婚入関係を示す。破線は小氏族の範囲をあらわす。

行ということももちろんその傾向のあらわれであるといえるが、その前に、かつての分散居住型の社会のありかたからすれば、集落内婚ということ自体がまずは新たな変化を物語るものでもあった。すなわち異なった氏族集団に属するおのおの世帯がひとつの集落内に居住し、そこに新たな地縁的社会関係を生み出してきたことにもとづいて集落内婚がおこなわれるようになったわけであり、集落という地縁社会の成立なくして集落内婚もありえないことになる。第5図はTonkwan集落内における戦後の集落内婚事例をあらわしてみたものであるが、世帯間の婚姻を媒介にした密接なネットワークの存在をここにみいだすことができる。また、ここに示された各世帯の帰属するいくつかの氏族グループの範囲をそれに重ねあわせてとらえてみると、氏族グループ内での通婚がまったくおこなわれていないことにも気付くわけで

あるが、父系血縁システムのもとでのもっとも基本的な婚姻規制のルールのひとつに「同一氏族集団内での婚姻の禁忌」という大原則が存在することを裏づけるものである。氏族は外婚の単位集団であるために、おのおのの氏族は他氏族との間に婚姻を介してネットワークを結んでいき、複数の異なる氏族の混住する集団社会内において、世帯間の地縁的結びつきがそこに生み出されていくことの具体的過程には氏族間の通婚ということも重要な契機をなしているものと考えられる。

集落社会の成立は、このような形での集落内婚という新たな婚姻のありかたをも生み出したが、それすらものりこえた、さらに大きな変化として、婚姻ネットワークの集落外への拡大をもとらえておくことができる。このことは、集落を窓口としてなされる「平地」社会や他種族社会との交流の結果でもあり、山地境界に接して外部世界に開

かれ、時には青年層の根こそぎ的な出稼ぎ流出をも生起させた、ある意味での集落の「開放性」のもたらす結果でもあった。第6表にみられる集落内婚から村内婚・村外婚への移行の動き、さらには第7表にみられる種族・部族の範囲をこえた配偶関係の一層の拡大傾向は、血縁システムの基本的ルールをあくまで遵守しつつも、着実に進行していく通婚圏の——そしてそれに示される生活圏の——大きなひろがりをおこすものといえる。第7表中にも示されているように、特に1963年の集落形成時以降、超部族婚・超種族婚の著しい増加が認められ、ブヌン族内の各亜族(部族)をはじめ、アミ族・アタヤル族・パイワン族・漢族などとの通婚がみられるようになってきた。伝統段階であれば考えられもしなかったこのような変化は、集落の形成とそこを媒介として外部(特に「平地」域)へと開かれた新しい社会のありかたをさし示すものである。とはいえ、自らの社会の内側に複雑な婚姻規制の網をはりめぐらせているがゆえに、そこからのがれるためにはどうしても

外部社会への通婚の拡大をはからねばならないという側面もあるわけであるが、「内に疎縁で外に近縁」とでもいうべきこの事態はかえって外部世界との交流を促進するための重要な契機となったにちがいない。

第6表 通婚圏の状況

区 分	実 数 (件)			構 成 比 (%)		
	居住数	転出数	計	居住数	転出数	計
部落内	16	6	22	37.2	19.4	29.7
村 内	19	6	25	41.9	19.4	32.4
村 外	8	19	27	20.9	61.3	37.8
県内	5	5	10	11.6	12.9	12.2
県外	3	14	17	9.3	48.4	25.7
計	43	31	74	100.0	100.0	100.0

注) Tonkwan 部落の現住世帯およびその子弟にかかわるすべての婚姻事例を区分。夫婦の出身地から部落内婚・村内(馬遠村内)婚・村外婚へと区分した。「転出数」とは婚姻後の転出事例数のことである。

第7表 出身種族からみた配偶関係

(件)

夫 \ 妻	タケ・パタン族					ブヌン族	アミ族	アタヤル族	パイワン族	漢族	計
	タケ・パタン族	タク・パヌア族	シブクン族	タケ・パカ族	ブヌン族						
タケ・パタン族	20(28)	1(1)	1	2	24(29)	(1)	1	(1)	(1)	25(32)	
タク・パヌア族	(1)				(1)					(1)	
シブクン族											
タケ・パカ族											
ブヌン族	20(29)	1(1)	1	2	24(30)	(1)	1	(1)	(1)	25(33)	
アミ族											
アタヤル族	(2)				(2)					(2)	
パイワン族											
漢族	3(11)				3(11)					3(11)	
計	23(42)	1(1)	1	2	27(43)	(1)	1	(1)	(1)	28(46)	

注) () 内は1963年以降。ブヌン族内に区分された各亜族は、かつて内婚の単位とされてきたサブ・グループで、一般にはブヌン族全体を「種族」、これら亜族を「部族」とよぶ。

VI キリスト教の受容

戦後期におけるブヌン族の社会変化に関する諸指標のうち、精神生活面でのもっとも大きな問題は何かといえば、疑うことなくキリスト教の受容をあげることができよう。Tonkwan 集落を例にとれば、今日住民の全世帯はクリスチャンとなっており、その大部分は基督教長老教会派（プロテスタント系）、ごく一部が天主教（カトリック系）に帰属し、集落内には前者の教会堂も設けられている¹⁸⁾。日本統治下における植民地段階にあつては、当然のことながら神道以外の宗教はすべて禁止されており、インフォーマルな形で伝統的シャーマニズム・アニミズムがおこなわれていたにすぎない。

第2次世界大戦後、アメリカ人宣教師らが「山地」保留区内での猛烈な布教活動を開始し、時には宗派間での信徒獲得合戦が展開されることもみられたが、中華民国政府はアメリカ・インディアンなどに対する米国のリザベーション・システムを模倣してこれにならい、先住民の教化を通じた生活改善策を進める方針をとったので、各教団による布教活動は政府の容認するところとなり、急速なキリスト教化がすすめられた。1974年時の調査によれば先住民各種族人口の約68%がいずれかの宗派に入信しているとのことであり、ブヌン族についてみた場合、おそらく9割以上が今日クリスチャンになっているとみてまちがいはないであろう。特に基督教長老教会派にかぎって花蓮県内に住むブヌン族の入信状況をみるならば、第8表に掲げるように約1,000人近い信徒数が記録されていて、しかもなお増加傾向にある。教団による教化活動はきわめて活発で、県内のブヌン族の各集落には12か所の教会・礼拝堂が設置され、19人のブヌン族出身の牧師・聖職者がいて、教育工作隊・巡回工作隊・病院・山地農業推進部・サービスセンターなどの諸機関も置かれ、行政機関さながらの諸活動を展開している。これらの活動資金として欧米の教団本部などからかなりの援助も寄せられており、その財源はきわめて潤沢である。

「山地」社会内における教団・教会・聖職者の

第8表 花蓮県におけるブヌン族の長老教会派信徒数 (人)

部 落 名	1974年	1975年
萬榮郷馬遠村馬遠*	150	179
〃 〃 東光山荘**	67	96
瑞穂郷奇美村	56	60
卓溪郷崙山村	153	86
〃 太平村太平	21	49
〃 〃 中興	119	119
〃 卓溪村卓溪	67	50
〃 卓清村卓清	50	51
〃 〃 清水	105	105
〃 古風村古風	70	44
〃 〃 崙天	72	112
〃 〃 石平	28	38
計	958	989

注) *Mahoan 集落, **Tonkwan 集落。

資料) 台湾基督長老協会総会伝導委員会(編), 1975, 1976より作成。

持つ強い発言力と指導力は、長年の実績にも裏づけられて行政機関や警察機関のそれをしのぐものがあり、教会主導でなされる各種の共同労働などは集落環境の改善や授産面でも大きな成果をあげつつある。特に生活改善や育英教育、識字普及などの面では教会の熱心な指導が日常的になされており、信仰そのものよりも生活指導に重点の置かれているのが「山地」社会での教化の特色といえる。基督教長老教会派の場合、飲酒・喫煙の禁止や産児制限・衛生教育などの面での徹底した指導がなされていて、ややきびしい戒律が信徒に課せられているが、「平地」社会との接触によって時には乱れがちな保留区内の風紀と治安の維持に対する貢献がきわめて大であり、行政的指導のゆきとどかないこまごまとした面での肩がわりを自らひき受けている。また、教会を中心に各氏族・各世帯がひとつにまとまって信徒社会を形成し、互助協力の場が作られるという点は、先の地縁的社会関係の定着、集落機能の強化という面でも大きな役割を果たしている。

しかし、その一方で、少数民族社会の急速なキ

リスト教化を通じ、少なからぬ「弊害」が生み出されてきていることもまた事実である。これについて台湾省議会山地行政考察小委員会は1974年に、各地で起きているキリスト教化にともなう4点の弊害的問題を指摘して政府にその是正を勧告している〔台湾問題研究所(編), 1975: p. 337〕。それは、第1に宗派のちがいがから同族間で敵視しあうケースがみられて紛争の種になっているという問題である。Tonkwan 集落を例にとりてこの問題をとらえてみると、集落内の多数派を占める基督教長老教会派の26世帯と少数派である天主教徒の3世帯とが互いにそうした関係となっており、両者の日常的交際はきわめて疎遠で世帯間での互助協力関係が生み出されず、特に少数派にとっては事実上集落全体を代表する多数派のおこなう諸事業からも排除されがちで、その恩恵を享受することができない。また、ここでの少数派はある特定の氏族集団とも一致して、もともと排他性を持っていた氏族間関係に宗派間対立が結びついてさらにこれを助長し、その融和への道をとぎす結果ともなっている¹⁹⁾。

山地行政考察小委員会の指摘する第2の問題は、同一宗派に属する信徒集団が内婚単位化して他宗派メンバーとの通婚を避けるようになり、結婚難が生じつつあるという問題である。先のTonkwan 集落における多数派と少数派との関係もまさにこれにあたるが²⁰⁾、複雑な婚姻禁忌をともなう父系的氏族社会の中であって、ただでさえ通婚の許される血縁的範囲がきわめてせばめられたものとなっており、そこに血縁的論理とはまったく別次元の婚姻規制が新たにつけかわえられることによって、山間部などではかなり深刻な「嫁不足」状況が生み出されていくにちがいない。さらに第3の問題は、政治家に利用されて信徒集団内の派閥が形成されやすく、一部の宣教師による政治活動に結びつきやすいということ、第4の問題はエホバ教徒などの徴兵拒否や土曜日の労働忌避、小学生の登校拒否など、その教義によるさまざまな影響があらわれていること、などであったが、これらに関する弊害事例はここでの調査地についてみるかぎり、今のところ確認されてい

い。

Ⅶ 階層の分化

キリスト教化のもたらした先の4点の問題につけかわえて、筆者などの考えるもっとも大きな「弊害」的問題をひとつあげておくとしたならば、それは過重な教会への献金負担が信徒に課せられていることであるといえよう。少数民族社会の経済力ははなはだ弱くて不安定であり、同様に住民の所得水準がきわめて低いということを前提に、彼らの生活水準の向上と外部経済の影響力からの保護とを目的として現行の保留区制度がしかれているにもかかわらず、保留区内に存在する低廉で良質な労働力が都市工業へ大量に動員され、保留区が公然たる出稼ぎ労働力の供給地となっている現状を考えればこの制度の本来の理念は多分に空洞化しつつあるともいえるが、少なくとも植民地時代以来、一貫して維持されてきた課税免除の方針は今後も継続されていくべきであろう。しかしながら、彼らブヌ族は政府に対する納税義務はなくとも教会に対する献金義務からのがれることはできない。それは、いかなる所得を得たにせよ、金額の大小にかかわらずその10%を必ず教会にさし出さねばならないという、彼らにとってはきわめて高率な負担であり、今や敬けんなクリスチャンとなった彼らは従順にこれにしたがい、たとえわずかな収入とはいえそれを秘することなく、その10%を教会にささげることが惜しまない。

基督教長老教会派の場合、この一種の教会税を「十一献金」と呼んでいるが、それは十の収入のうちの一をさしだすという意味である²¹⁾。出稼ぎ者の送金のあった時はいうにおよばず、米の収穫時にも10俵とれば1俵をモミのまま教会に納めることになっている。納入はあくまで自己申告の原則にもとづくとはいえ、それは非常に適正で厳格なものであるから、その納入実績をみれば、かなりの確度で世帯ごとの所得状況を知ることができる。そこで1977～1978年時を例にとり、十一献金の納入状況をみると第9表に掲げるような実態が得られた。ここにはTonkwan 集落の天主教

徒3世帯をのぞく全世帯の献金納入実績が示されているが、世帯間のばらつきと格差はかなり著しく、かつある世帯グループの納入額が安定的に高くて一定の高所得者層が形成されているようすをそこにみいだすことができる。また、ここに示された所得収入は、いうまでもなくその多くが出稼ぎ者の送金にかかわるもので、義務教育課程を修了した青年の出稼ぎ流出が特に多くみられた1978年時には全体で3倍近い献金額の伸びがみられた。

子弟の出稼ぎ者を多くかかえる世帯は当然のことながら送金額も多く、比較的安定した生計を維持することが可能となるが、逆にそれに依存しきって自家消費目的の農業生産さえ放棄してしまう例も少なからずみうけられる。一方、それらの世帯の遊休耕地を豊富な送金を背景に買いとって少しづつ集積し、新たな果樹栽培や養蚕業にのりだす世帯もわずかにみられる。いずれにせよ、出稼ぎ者の送金が村の生活に大きな影響を与えつつあることは確実で、その変化は青年層の出稼ぎ流出の常態化がはじまった1975年あたりから特に顕著なものとなり、ここで

の調査時点はその変化初期段階に位置づけられよう。この段階ですでに明確化しつつある社会生活上の大きな変化は、上記のような背景から住民の階層分化のきざしがあらわれてきているということにある。とはいえ、統計数値にあらわしにくい、あるいはそのような表現になじみにくい伝統的な種族社会の特色を一定の手続きにしたがって客観的にとらえなおし、そこでの階層指標を抽出して

第9表 世帯別教会税納入状況

(N. T. \$)

世帯	1977年1～12月			1978年1～8月		
	総額	月平均	順位	総額	月平均	順位
1	—	—		—	—	
2	—	—		—	—	
3	160	13.33		1,130	141.25	⑨
4	366	30.50	⑦	1,620	202.50	⑤
5	352	29.33	⑨	1,150	143.75	⑧
6	—	—		—	—	
7	—	—		—	—	
8	—	—		—	—	
9	—	—		—	—	
10	1,080	90.00	③	1,510	188.75	⑥
11	635	52.92	⑤	755	94.38	
12	1,160	96.67	②	700	87.50	
13	420	35.00	⑥	1,450	181.25	⑦
14	25	2.08		140	17.50	
15	150	12.50		98	12.25	
16	10	0.83		300	37.50	
17	1,350	112.50	①	3,706	463.25	①
18	302	25.17		—	—	
19	120	10.00		1,090	136.25	⑩
20	100	8.33		340	42.50	
21	—	—		250	31.25	
22	—	—		130	16.25	
23	180	15.00		620	77.50	
24	360	30.00	⑧	3,580	447.50	②
25	140	11.67		1,630	203.75	④
26	320	26.67		360	45.00	
27	850	70.83	④	3,040	380.00	③
28	120	10.00		120	15.00	
29	330	27.50	⑩	230	28.75	
計	8,530	710.83	—	23,949	2,993.63	—
世帯平均	294.14	24.51	—	825.83	103.23	—

注) 順位は10位以内まで示した。

みようとするには多くの困難がともなうのであるが、ひとつのこころみとして、知りうる情報をいくつか集約し、上述の階層分化のきざしを把握してみるならば、たとえば第10表に掲げるような作業結果が得られよう。

ここには各種の指標項目ごとにみた Tonkwan 集落の全世帯の実態が示されているが、まず重要なのはその世帯がいかなる形で生計をたてている

第10表 Tonkwan 集落における世帯別階層指標

基礎項目	区 分																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
世帯員数	8	11	6	10	6	3	9	9	5	6	8	9	9	5	6	8	13	8	6	8	7	4	3	9	7	2	10	8	6		
出稼数	7	9	6	8	4	2	9	8	4	6	7	7	6	1	2	5	12	1	5	7	6	4	2	9	7	2	9	4	4		
出稼以外の収入	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	3	2	3	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1		
世帯の生計類型 ²⁾	C	A	C	B	A	A	C	D	B	C	C	B	A	D	A	D	A	A	B	A	B	C	C	C	C	D	C	A	B		
教会献金納人額	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
階層指標	1,000 N. T. \$ ~	500~999 N. T. \$	300~499 N. T. \$	100~299 N. T. \$	1~99 N. T. \$	なし																									
階層指標	教会職(長老・執事)担当者の有無	高卒以上の学歴保持者の有無	脱穀機・精米機の所有の有無	水田を50a以上所有の有無	農産物を3万N. T. \$以上販売(1977)の有無	養蚕施設所有の有無	果樹園所有の有無																								

注) 1) 月平均 3,000 N. T. \$ 以下の現金収入は集計しない。
 2) A: もっぱら出稼者の送金のみで生計をたてている世帯。 B: 出稼者の送金を主としそれ以外を従とする世帯。
 C: 出稼者の送金はわずか(あるいは皆無)でそれ以外の収入で生計をたてている世帯。
 D: 現金収入はほとんどなく自給的農業によって生計をたてている世帯。
 3) 宗派を異にするため、調査不可能な場合は*で示した。

かということに関する世帯別生計類型の区分である。ここでの区分では、(A)もっぱら出稼ぎ者の送金のみをもって生計をたてている世帯、(B)出稼ぎ者の送金を主とし、それ以外の収入を従として生計をたてる世帯、(C)出稼ぎ者の送金はわずかかあるいは皆無でそれ以外の収入を主に生計をたてている世帯、(D)現金収入はほとんどなく、もっぱら自給的農業のみによって生計をたてる世帯、の4類型を設定してみたが、それぞれの区分結果として(A)9世帯・(B)6世帯・(C)10世帯・(D)4世帯を数えることができる。(A)と(B)とをあわせた15世帯——すなわち全世帯のほぼ半数が出稼ぎに強く依存した生計形態をとっていることがまずは明らかにされたが、遠隔地での所得機会によってささえられているこの種族社会の現実の姿がみてとれよう。特に第9表における⑬⑭⑮⑯などの各世帯は3～7人もの子弟をそれぞれ都市に送り出し、もっぱらその送金のみによって残留家族が扶養されるという形がとられてそれへの依存度が高く、もちろんこれらはいずれも(A)類型に属している。(A)(B)類型以外で教会への献金額順位の高い世帯(⑩⑪⑫など)は聖職者である⑳を除き、山中での観賞ラン採取などをいとなむものであり、さほどに安定した所得を得ているわけではない。稲作や養蚕・果樹栽培など農業面での比較的安定した所得確保に成功しているのは④⑤⑥⑦などの各世帯で、自立志向型ともいえる。

さらにそのほかの階層指標としてここでとりあげてみた項目は、教会職(長老・執事など)担当者の有無²²⁾、高卒以上の学歴保持者の有無²³⁾、脱穀機および精米機の所有の有無²⁴⁾、50a以上の水田所有の有無、年間3万N.T.\$以上の農産物販売の有無、養蚕施設所有の有無、果樹園所有の有無、の7項目であり、住民の生活水準の実情からみてこれらのいずれかに該当ありとチェックされた世帯は一応中～上位の階層的地位を有するものと推察されよう。第10表にみるように、該当項目の多い④⑤⑥の3世帯は、ひとまず集落内における最上層の地位にあるものと認めることができるが、このうち④は行政面でのリーダーである隣長職の担当世帯であり、出稼ぎのみならず農業面

での自立経営をもめざしつつある。また⑮は若手リーダーともいえる初の大卒者を輩出した開明的な世帯である。⑳は宗教面でのリーダーたる教会の牧師で、集落内ではもっとも高給で安定した——出稼ぎの必要のない唯一の所得保持者であり、そのことを背景に手びろく果樹栽培・養蚕などにも着手している。さらに⑤⑬⑭⑯⑰⑱⑲などの世帯は中層世帯に区分することができるが、上・中層とをあわせ、これらの世帯階層の出稼ぎへの依存度はやはり高いものがある。

このように、各世帯間の所得格差にもとづく階層形成への動きがあらわれてきていることもまた社会変化の一側面としてとらえておくことができる。いうまでもなく、かつてのブヌン族社会には世帯の階層差というものほとんど存在せず、あったにせよそれは氏族内の本支系統間の威信経済上のヒエラルキー格差あるいは「本家」筋世帯のそのような意味での優位性といった範囲にとどまっていたことに比べれば、ここでの階層差は純然たる貨幣経済の枠内における所得格差を背景としたものなのである。もちろん、ここで指摘された階層分化のきざしは現象的にはまだ初期段階に属するもので、なお流動的であり、ヒエラルキーが完全に構造化された段階には至っていない。しかし、ここでの作業で上層あるいは中層と位置づけられた世帯グループの集落内における発言力はすでに顕著なものとなっており、特に上層3世帯は明確に集落内のそれぞれの分野面でのリーダーシップをとっていて、今後のTonkwan集落の開発・発展に際し、これらリーダーの言動・動向は大きな影響力を持つものと予測されるのである。

VIII 社会変化の総括

ブヌン族社会にみられた戦後期の社会変化は、以上に述べてきたような各要点を柱として把握することができる。それは調査地であるTonkwan集落を例にとって抽出されたわずかな個別事例・部分事例にすぎないとはいえ、この調査地が今日におけるブヌン族の居住社会全体からみて何らの特殊な条件下に置かれておらず、ごく標準的な村落のひとつであることから、ここでの事例はおそ

らく一定の普遍性を持ち、そこで指摘された諸問題は他の諸集落においても同程度に顕在化しつつあるものと思われるのである。

いずれにしても、少数民族社会がマイノリティであることの社会的負性を克服し、種族文化を保ちながら近代化を受容し、その急激な社会変化にともなう混乱や損失を極力回避しつつ、実り多い将来を自らめざそうとすること、そしてそれを実現しうる政策的なサポートが効果的になされることはきわめて正当なひとつの理想像ではある。しかるに多くの場合、それが理想的にはなしえなかったことは各地の例にみる通りで、それほどにこれは困難な課題となっているわけである。

ここでのブスン族の事例もまた、決して理想的で肯定的なものであったとはいいがたい。土地分割の強行は共同体の土地所有を根底から否定し、植民地段階以来すすめられてきた焼畑農業の基盤の解体——および山林テリトリーからの先住民の排除・資源の収奪は、この最後の有効打によってついに最終的完成をみたことになり、先住民の側からみるならば、この最後の一撃によって、なお伝統的部族経済を維持しようとするあらゆるくわだてはここに完全にとどめをさされたのである。集落の青年たちは都市に流出し、出稼ぎ労働が常態化して、その送金に大きく依存する生計形態がいまやそこではとられている。それはゆがめられた活力のない社会の姿なのであった。そのような形で「平地」社会との結びつき方が生み出されてきたことの一方で、種族社会の閉鎖性もまた克服されつつあり、種族や部族をこえた広い範囲での通婚の拡大や地縁的社会関係・集落機能の発達などの現象もそこではみられた。しかし、そこでは伝統的な父系的氏族社会の論理もまた蔽として存在し続け、あくまで不動なものであり続けるとはいえず、それはすでに唯一の社会システムとしての地位を失って婚姻規制などの側面のみ機能が部分化しつつある。新たに導入されたキリスト教は村の生活の近代化に大きな役割を果たしつつあるが、過重な献金負担などの面で問題も残している。そして近年の新たな社会変化として住民の階層分化のきざしなどもそこにはあらわれてきてい

る。このように、社会変化の動向のさし示すそこでの将来像は決して楽観的なものではなく、彼らの前途にはなお多くの困難性が横たわっているのである。

さて最後に、これらの社会変化の生起しつつある Tonkwan 集落の持つひとつの社会的特性を多少別の角度から、たとえばたびたび触れてきた先住民保留区制度との関わりの中から若干とらえなおして全体のとらえをこころみしてみよう。リザーベーション・エリアの内にある Tonkwan 集落を、こころみに景観構造的にとらえてみるならば、まず「山地」と「平地」とを区画する1本の境界線がそこに通っており、この社会的境界線にもとづいてふたつの世界が区分され、そこに保留区制度がなりたっているという基本的な骨組みが把握されよう。集落はそこでの「山地」側に属しながらもそれは境界線に接しており、ふたつの世界のはざまに存在してきたことに大きく条件づけられた社会形成・地域形成がなされてきたとも考えられる。そのことをまず垂直構造的にみると、先の第2図における垂直図に示されたように、地域の東西区分は「山地」・「平地」区分に対応し、ふたつの行政区がそこに区分されている。それは標高区分とも対応し、丘陵斜面上が「山地」、低地部が「平地」をも意味する。ふたつの行政区を分けるものは1本の境界線——いわゆる「山地境界」であり、それは人為的に画されたふたつの世界のボーダーラインなのである。彼らの居住地である Tonkwan 集落はこのラインに接した「山地」側に存在し、その近接条件のもとに「平地」と接して深いかかわりを持ち、そこを窓口として集落は外部世界に開かれてきた。境界の内側——すなわち「山地」側は保留区行政下に置かれたひとつの「安全地帯」で、そこは伝統的・部族的論理のなお生き続ける世界でもあったが、さらにそこから山を登れば林班線にゆきあたる。この林班線というもうひとつの境界線——社会的境界は、土地分割によって彼らがしめ出された二度ともどることの許されないオフリミット・ラインであり、要するに集落とそれに付随する猫額大の焼畑耕地は、林班線と山地境界との2本の人為的社会

境界にはさまれたサンドイッチの間隙をなすにすぎない。したがって彼らが山上から「平地」方向へと追いやられてきた歴史の結末が、これ以上いきよのない境界線としての山地境界に、ぎりぎりに接したこの地点における集落社会を成立させたのである。苦難の末に彼らが手に入れた低地水田は山地境界を越えた「平地」側にあり、それは彼らにとってはじめての「越境」進出のころみの結果をなすものであった。

境界に形成された社会の特性は、実はこのように静態的で景観的な側面からのみみちびき出されるものではなく、そこでの基本的な枠組みは空間を越えた社会・経済的な側面からも抽出しうる。また、「境界的」であるということは何かしらニュートラルで漸移的であるということの意味せず、ここで問題としている境界性とはふたつの社会の徹底した非連続性に裏づけられている。ブヌン族にとっての境界の内側は、種族的論理の残された——たとえば父系的氏族社会の原則のつらぬかれたホームランドであり、「平地」文化のいたづらな浸透からも守られた安息の地であったかもしれない。しかもそこにはキリスト教を媒介とした独自の信徒社会が形成されていて、行政の手では決してなしえなかった手厚くゆき届いた保護・指導がなされており、集落的協同や世帯間の結束もそこには育ちはじめている。それは先住民の統合的一括管理の面からすれば、リザーベーション・システムの高度な完成の姿をもなしている。しかしながら、いかにそれが完成されたものではあれ、無菌状態の温室社会ではありえず、それが境界に位置するかぎり、つねに「平地」の文化や経済の影響力にさらされていることからのがれられないし、それとの交渉を経ながら彼らは現代社会に順応してきたのであった。そして将来を切りひらくためになされる何らかのくわだては、彼らをじりじりと境界の外へと押しやる圧力に抗して境界の内側にとどまり続ける方向——すなわち伝統維持の方向では決してなしえず、180度向きなおって「平地」をめざす方向——すなわち境界を越える方向以外にはなかった。まず最初に彼らは「平地」での稲作をころみ、次には賃労働力化して「平

地」社会での所得機会を求めた。それはついには遠隔地への出稼ぎという形にまでエスカレートせざるを得なかったが、その結果、出稼ぎ者の送金によって扶養される——そのような形でしか外部世界と結びえない——ゆがんだ社会のありかたにゆきついてしまったのであった。

境界を越えて遠い地にたびだった青年たちは、いつの日か Tonkwan 集落に帰ってくるであろうか。境界の内側にはただただ消費社会があるのみで、そこでの所得機会が極端に限定されたものである以上、彼らの生きていくべき場所はそこにはないのである。出稼ぎが移民でなく、あくまでも戦術的な越境であり続けるためには、そこで得られたものが境界内での何らかの自立的な解決に寄与するための方向性を欠くことはできない。境界の内側にめばえつつある階層分化のきざしはゆがめられた社会のありかたの一側面をあらわすものであるとともに、その反面、多様なころみの模索がなされていることをも一部にあらわすものであった。そこにみられたいくつかのリーダーシップの形の存在は何らかの将来性をきりひらくためのきっかけをなすものかもしれない。ふたつの異世界のはざまにあり、その境界性のもとにさまざまな社会変化を生起させてきたここでの対象社会が、実りある将来をめざしていこうとする時、それを実現しうる何らかの手だて、あるいはその契機と可能性もまた、おそらくその境界性のうちにひそむものなのであろう。

〔付記〕

本稿は筆者の修士論文（法政大学大学院人文科学研究科地理学専攻・1980月提出）の後半部分を加筆してとりまとめたものである。前半部分についてはすでに前報告〔長沢、1980〕にまとめられている。また、本報告の内容は日本地理学会1981年度6月例会（1981年6月13日・於法政大学市ヶ谷校舎80年館会議室）において筆者が報告・発表をおこなった。本稿はそれを文章化したものでもある。修士論文の作成にあたり、多大なご指導をいただいた法政大学教授の鴨沢巖先生、日本地理学会例会での発表時にご協力をいただいた法政大学教授の東郷正美先生、国士館大学講師の長谷川均氏に心より深謝申しあげる。

注 記

- 1) 手頃であるということの意味は調査者が短期間に単独で現地調査をこころみるのに適していたということであらわしている。第1図にみるように、この地域にはほかにも Mahoan 集落・奇美集落の2箇所がブソン族の居住地として知られているが、Mahoan 集落は約200世帯もの大きな集落で、しかも治安上の問題などがあり、調査地としては不向きであった。また、奇美集落はわずか10世帯ほどの小さな集落で、しかも1950年代の移住によって成立したごく新しい居住地であたため、これも対象からはざされた。
- 2) これは戦前の日本統治下における特別行政区(いわゆる「蕃地」)にあたり、中華民国政府は戦後これを踏襲して保留区行政をしいた。保留区内には免税・土地売買の禁止・「平地」住民の立入禁止などの措置がとられている。
- 3) Tonkwan 集落の周辺にはここでの住民リストに掲げた以外の住民が12世帯ほどおり、参考までに世帯主名と帰属小氏族名・中国語姓とを記しておくとの通りである。

①Módzu	Magulawan	(杜)
②Shiyae	"	(〃)
③Tiyán	"	(〃)
④Kabelu	Teshinunan	(田)
⑤Shiyae	Magulawan	(杜)
⑥Biriyan	Manqoqo	(馬)
⑦Tiluvan	"	(〃)
⑧Kalun	Lamiligan	(余)
⑨Tiyán	"	(〃)
⑩Kaimos	不明	(幸)
⑪Runmau	Teshinunan	(田)
⑫Otu	Kalmutan	(林)

これら世帯は下山して集落社会にくわわろうとせず、今なお山中に孤立して生活する人々で、伝統的な焼畑農耕をいとなんでいる。ブソン族内の亜族でみるとタケ・パカ族の一員である⑩以外はすべてタケ・パタン族に属し、Tonkwan の住民と同じである。宗教面からみると、キリスト教に入信していない⑩以外はすべて天主教徒となっているものの、あくまで形式上でのことであり、教会行事などにはいっさい参加してはいない。うえに、その子弟らも学校などへ通学させていない。

- 4) そこで作付されるおもな作物は、穀類ではアワ・モロコシ・キビ・シコクビエ・トウモロコシ・ハトムギ

- ・セイバンアカザなど、豆類ではアズキ・ヤエナリ・ササゲ・フジマメ・ナンキンマメなど、芋類ではサツマイモ・サトイモ・ダイジョなど、野菜類ではサトウキビ・ショウガ・トウガラシ・タバコ・ラッキョウなど、果樹類ではスモモ・柑橘類・バナナなど、これら以外ではカラムシ・ケイチク・ヒョウタン・タイワンハンノキなどがみられた〔瀬川, 1954: pp. 58—59〕。
- 5) しかるに集落内の非農用地は宅地扱いされ、世帯ごとに分筆せずに共有地のまま残された。それは私有地ではないので郷公所(地方役所)に申請さえすれば任意にそこに家を建てたりすることもできた。
- 6) 世帯ごとの分割面積は上記の標準的単位にもとづいた一律平等を基本としながらも、世帯員数・子弟の人数・特に男子の人数などを加味して多少の増減調整をおこなったので正確には平等ではない。大世帯居住型で男子の多い世帯などは分与面積も比較的多く割りあてられた。また、独立世帯となっていれば分与にあずかることができたので、これを機会に大世帯から分れて1世帯をかまえようとする動きもあらわれ、たとえば兄弟ごとに居住を別にして核家族的な小世帯が分立していくことになる。
- 7) これらの伐採をおこなうには郷公所への申請とそこでの審査が義務づけられており、それを経なければ材木を売ることができない。伐採跡地へはただちに再植林をおこなわねばならないが、その樹種に至るまで細かな指導を受けるかわりに造林援助金も支給される。政府の林業政策はパルプ原料の国内自給という点に重点が置かれており、植林から伐採までに何ケ年もかかるヒノキや杉などの丸太材よりも、短期育成型の樹種の導入を再植林時に指導して補助金まで交付しているのであり、これらはすべてパルプ原料となる。近年では育成期間を数年間に短縮して小径木のまま伐採し、ただちに次を植えるという、きわめて回転の速い原木育成方式も導入されている。
- 8) 戦前における日本の植民地当局も畜産をおおいに奨励し、総督府の年次報告にも次のように記されている。「高砂族ハ古来各戸ニ小家畜ヲ飼養セルモ肉食給源ノ大部分ハ狩猟ニ依ル獸肉ニヨリ自給シ居リタル為殺伐ナル氣風を醸成シ教化上改善ヲ要スルモノアリシヲ以テ之ヲ養畜ニ転換シ家畜愛護ノ精神ヲ涵養シ有畜農業ノ有利ナルヲ自覚セシムル為大正十一年ヨリ畜牛ノ蕃殖配布ヲナン定地農耕ノ指導誘掖ニ努メ一方在来家豚ノ改良ヲ図ランガ為優良種牡豚ノ配布ヲ為シ品種ノ改良ニ努メツアリ」〔台湾総督府(編), 1945:

pp. 102—103)。

- 9) 先の総督府の報告には「高砂族ノ農耕ハ食糧ノ充実ヲ主トシ可及的水田定地耕ニ依ラシムベク指導奨励中ナルガ右ハ高砂族古来ノ輪耕農法ヨリ一躍定地耕ニ転進セシムル一大革新ナルガ彼等ハ良ク其ノ有利ナルヲ自覚シ漸次水田作ヲ熱望シ逐年之ガ拡張ヲ見ツツアルノ状勢ナリ」〔台湾総督府(編), 1945: p. 100〕とあって、先住民を低地に移住させ、稲作を普及させることが植民地当局の基本方針であった。当地の水田もこの方針にしたがって共同で開墾されたものであった。
- 10) 先の水田を比較的多く持つ3世帯とは第1表でいえば②④⑬の各世帯であり、これら世帯では果樹栽培(バナナ・ナシ・スモモ・梅・ミカン・ザボン・モッカなど)や一部の農産物(トウモロコシ・落花生・キャッサバなど)の定期的な販売を手がけている。出荷販売先は瑞穂地区の市場や農会・合作社などであるが、米は精米所を通じた販売が主である。養蚕は④⑩⑰の3世帯がおこなっており、特に⑰の規模は大きく、専用の蚕室を備えて年4回(3・6・8・9月の4回)の掃立をおこなっているが、桑の供給がきけば年6〜7回は可能という。養蚕は桑園作りを要し、手間がかかるうえに資本力も必要なので、ごく一部の世帯のみが導入することができた。
- 11) ブヌン族には収穫した穀物を何年分も貯蔵し、救荒用食糧として備蓄する習慣があり、焼畑時代には収穫したアワを時にはむこう10年間の食糧にこと欠かぬほどの量が備蓄されてそれを威信財とすることもみられた。戦後もつねに水稻のモミが備蓄され、同一氏族内に零落した世帯があればそれを分与して扶助することがおこなわれ、各世帯の食糧自給のためにこのシステムの果たした役割は大きい。余剰米の一部は市場に売ることでもでき、1975年時の相場で100kgあたり400 N. T. \$ (収穫期後の安値)〜750 N. T. \$ (収穫期前の高値)で販売された。なお、今日の稲作暦は第1期目が1月播種→2月田植→除草(3回)・施肥(2回)・消毒→5月収穫、第2期目が5〜6月苗代作り→7月田植→10〜11月収穫という形でほぼ通年的な労働配分となる。
- 12) N. T. \$ とは New Taipei Dollar のことで、中華民國の貨幣単位である「元」を意味する。日本円との換算比は調査時点で1 N. T. \$ = 7.64円となっている。
- 13) ただし、いくつかの居住集団が連合して共通の宗教儀礼をおこなう「祭団」が形成されることがあり、地縁的結合のきわめて弱いブヌン族社会にあってこの祭

- 団は一種の「地域団体」をなしていたのであったが〔馬淵, 1937: pp. 1—2〕、移住地でのブヌン族社会ではこのような社会組織もほとんどみられず、すでに戦前期に祭団の多くは解体にむかっていたようである。
- 14) 馬遠村は「村」の下位に位置づけられる行政単位としての「隣」(日本風にたとえれば「区」あるいは「班」にあたる)でいえば、北から南へ1〜9隣の9ブロックに区分されている。南端の9隣が東光山荘で、ここでの Tonkwan 集落にほぼ相当し、北端の1〜4隣が馬遠でここでの Mahoan 集落にあたる。Mahoan は俗称で「新部落」などとも呼び、移住後に成立した村内最大のブヌン族の集落で、行政的な中心地とされた。植民地当局による教育機関としての「教育所」(「山地」における簡易学校)もここに置かれて児童は3年間の日本語教育をここで受けた。今日でも学校・派出所・郷公所の出張所・教会などが Mahoan 集落に設置されている。
- 15) Tonkwan 集落は Mahoan 集落から遠く離れた馬遠村内南部の山中に点在して居住する各世帯がしだいに下山して集まる形で形成された。1963年には郷公所から正式に許可がおりてこれが新集落として認められることになり、以後しだいに山中居住世帯が下山してこれにくわわる形で世帯数が増加した。世帯番号でいえば⑤⑩⑦⑥③⑩②⑨⑩⑬の順に下山がおこなわれている。しかし、今日に至ってもなお下山せずに山中で従前通りの伝統的な生活をいとむ人々が11世帯ほど残されているのである³⁾。
- 16) 「隣」の母体をなす隣保証的な区分は植民地時代にもあり、これを「組」といったが、「組」の代表者である「組長」がほぼ今日の「隣長」にあたる。隣長の任期は4年で、今日の Tonkwan 集落の代表者でもある9隣地区の隣長は世帯番号④の世帯主が14年間連続で留任している。隣長は村長からの通達や指導を住民に伝達する連絡係でもある。また村長は馬遠村の代表者で、かつての「頭目」に相当し、幹事・会計などの村役とともに4年任期であり、信任投票によって選出される。馬遠村はひとつの行政村であるとはいえ、先住民保留区制度にもとづいてなお自治権は与えられておらず、萬榮郷の郷公所の指導管轄下において、村役場なども特に置かれていない。村議会にかわる年2回(6月・12月)の村民大会には郷公所から民生課長・経済課長・建設課長・警察署長・県政府から山地服務主任らが出席してさまざまな行政指導(建設事業・共同労働・造林・衛生環境整備などの諸計画の説明)を

おこなう。

- 17) 集落道路の建設は住民総出の共同労力奉仕で実施されたが、電気化・簡易水道敷設工事にあたっては行政予算も支出されている。今後の事業計画としては集落道路の舗装や衛生環境の整備（便所の普及など）が予定されている。
- 18) この教会は東光教会堂とよばれ、1963年に創設された。1966～1967年には天主教徒を除く全世帯が入信している。ブソン族の牧師（世帯番号㉗）は集落内に居住している。教会堂での礼拝は毎週水・金曜日の夜におこなわれ、祈禱会と称しているが、日曜日の早朝には子供の日曜学校・青年の礼拝があり、その後一般礼拝がおこなわれ、午後には婦女礼拝がおこなわれて、信徒は仕事を休み、欠かさずこれらに参加しなければならない。
- 19) 世帯番号でいうと①②⑦の3世帯がここでの少数派としての天主教徒にあたる。氏族の帰属からみるとこれらのうち②⑦は Magulawan 小氏族に属し、多数派の④～⑩の各世帯と氏族を同じくしながらも宗派が異なるのでほとんど交際することはない。同様に①も Tanapima 小氏族に属して多数派の⑳・㉑～㉓と共通であるが、やはり宗派を異にし、交際を絶っている。すなわち、Magulawan と Tanapima の両小氏族は宗派間対立によってそれぞれ2派に分れてしまい、本来密接な互助協力関係を結ぶ同一小氏族員どうしの社会的関係を断っている。第5図にみるように、両者はまた、互いに離れて居住しているのである。
- 20) 第5図をみると、少数派の①②⑦の世帯が他の多数派世帯と通婚関係を結んでいるケースが示されているが、これはいずれも終戦直後の婚姻事例であり、この時期にはまだキリスト教化がおこなわれていなかった。
- 21) 献金はおおまかにみて礼拝献金と十一献金とに分れている。前者は日曜日の礼拝時に献金袋を参会者の間に回して集める小額の献金で、後者は所得収入の10%にかけられる高額な献金である。十一献金はさらに特別献金と感謝献金とに分れ、前者は1週間ごとに清算して毎週教会に納める恒常的な献金で、その週内に何らかの収入を得ればいくら少額とはいえその10%を納めるものである。感謝献金は米の収穫や農産物の出荷時など大きな所得収入があった時に納めるもので、特に米の場合、10俵とれれば1俵を教会に持っていくという具合に現物納入の形がとられ、他の穀物や落花生などの収穫時にも現物で納める世帯が多い。教会は

これらを換金して聖職者の俸給とする。教会では年に2回（7月と12月）各世帯別献金額を集計して公表し、礼拝堂内にそれを掲示する。

- 22) 役職は主として牧師（ブソン語で tatahohelega あるいは bokushi）、長老（同 kalalagan）、執事（同 tōban）の三役があり、牧師は専従の俸給生活者で教団から派遣される。聖書学校を卒業したエリートでもあり、世帯でいうと㉗がこれにあたる。長老・執事は選挙で選ばれる任期3年、定員4名の役職で無給である。長老職の担当世帯は⑫⑬⑭⑮で、この4名が教会建物の管理係・信徒との相談係・病人の世話係・牧師の世話係の4役を担当し、さらに交替で毎週の礼拝の運営にあたる。執事職の担当世帯は④⑤⑩⑮で、この4名が長老の下で献金・財産管理・会計・書記の4役を担当する。これら教会職はリーダーシップと人望があり、一定の経済力を持つ世帯の代表者が担当すべきものとされている。
- 23) 高卒以上の学歴保持者はすべて都市部の全寮制高校で3年間の修学生活を送っており、義務教育課程修了直後に出稼ぎに出なかつた青年たちである。親の教育費負担にはかなりのものがあり、一定の経済力が維持されないかぎり子弟に高等教育を受けさせることは困難である。現在 Tonkwan 集落で高卒以上の学歴を持つものは5名おり、工業学校（④）・師範学校（㉑）・農業学校（⑫）・聖書学校（㉗）・看護学校（㉓）がそれぞれ1名ずつとなっているが、このほかに大学卒（⑯）が1名、現在何らかの高等学校に在籍中の者が2名（⑤⑮）みられる。
- 24) これは電動の小型脱穀機・精米機をさし、Tonkwan 集落におけるほとんど唯一の電動機械である。④⑤⑩の3世帯がこれを保有しており、近隣の各世帯はこれら世帯の機械を借りて脱穀・精米をおこなっている。

引用文献

- 馬淵東一：（1937）中部高砂族の祭団，民族学研究，vol. 3—1，日本民族学会。
- 長沢利明：（1980）日帝統治下における台湾省ブソン族の社会変化，法政大学地理学集報，No. 9，同報刊行会。
- 長沢利明：（1983）ブソン族をたずねて④——出稼ぎの民一，法政人類学，No. 15，法政大学人類学研究会。
- 長沢利明：（1984）台湾原住民社会研究の現段階，法政大学地理学集報，No. 13，同報刊行会。
- 長沢利明：（1985）台湾アミ族の社会変化——居住規制

戦後期における台湾省ブスン族の社会変化

の変容をめぐる——，法政地理．No.13，法政大学地理学会。

瀬川孝吉：（1954）高砂族の生業，民族学研究．vol.18—1・2，日本民族学会。

台湾基督教長老協会總會伝導委員会，：（1976・1977）

『台湾基督教長老教会一覧表』（1975・1976年版）．同委員会。

台湾問題研究所：（1975）『台湾総覧』（1976年版）．同研究所。

台湾総督府：（1945）『台湾統治概要』．台湾総督府。